建築物石綿含有建材調査者講習機関

・建築物の解体時等における石綿の使用状況の事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」に行わせることが必要です。
・熊本労働局長の登録を受けた建築物石綿含有建材調査者講習機関は次のとおりです。講習日程及び講習の申し込み等については、講習機関に直接お問い合わせ下さい。

令和3年7月8日

講習の種類	講習実施機関（登録番号）	所在地	連絡先
建築物石綿含有建材調査者講習	建設業労働災害防止協会熊本県支部 (第２号)	〒862-0976 熊本市中央区九品寺４－６－４	☎096-371-3700